

環境省の取り組みについて

令和5年2月21日

環境省水・大気環境局水環境課

水循環基本法

内閣官房水循環政策本部事務局

水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上

水循環政策本部－内閣に設置－

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
水循環政策本部長：内閣総理大臣
水循環政策副本部長：内閣官房長官及び水循環政策担当大臣
水循環政策本部員：すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

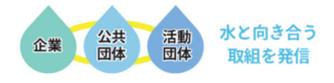


第1回水循環政策本部会合(2014年7月18日)で挨拶する安倍内閣総理大臣(当時)

環境省 Water Project

- 「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の維持・回復のための取組推進のため、官民連携「Water Project」を発足。
- 環境省が関係主体間の連携協力の場をつくり、民間企業等の主体的・自発的・積極的な活動を推進し、全国的に幅広く国民の理解と関心を深める。

8月1日は水の日



平成26年8月1日発足
(令和4年12月現在:
352団体参加)

<啓発ロゴの提供>



<ポータルサイトでの情報発信・参加団体募集>

<イベントの開催>



良好な水循環・水環境創出(令和5年度～)

- 30by30目標達成に向けた生物多様性保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指す
- 優良事例を形成・普及させるためのモデル事業を実施
- 地域づくり活動の活性化等を目的に、令和の水の選定を見据えた水循環・水環境創出活動のあり方を検討



住民による水辺の保全活動事例



水辺を活用したイベント事例

【令和の水】
全国的な取組の展開

認知度の向上
地域づくり活動の活発化



地域に親まれる水辺のイメージ



豊かな水辺のイメージ

■水環境を活用した地域づくりモデルの提示

【良好な水環境のコンセプト「地域で守り育み活かす」】

- ・ 継続的な水辺活動、小さな自然再生、流域や地域全体での取組
- ・ OECMなど生物多様性関係施策との効果的な連携
- ・ 地域間の連携の機会を提供(偶発的ネットワーク構築に期待)

■水環境の活用・保全の取組促進

【取組促進のために効果的な支援と連携の機会を提供】

- ・ 事例の共有、既存知見(ガイドライン等)の共有
- ・ メールマガジン、SNS等による情報発信
- ・ 連携促進の場づくり

■水辺の活動ツールの活用促進

【現場で役立つ実践的な支援】

- ・ 既存のツールの普及(特に教育分野)
- ・ 他省庁・団体の取組との連携
- ・ 地域の取組の発表の場づくり

健全な水循環に資するよう、森里川海や地域循環共生圏の概念も加え、各地域での様々な水環境の活用と保全の取組推進を目的とする。



**Water Project 新サイト
イメージ(近日公開予定)**



ウェブサイト上での活動

- ・ コンテンツ拡充(事例集、ツール等)
- ・ モデル事業、イベントの成果の紹介
- ・ 関連団体や既存PFとの連携強化
- ・ メルマガやSNS等でのイベント広報

アドバイザリーボード(有識者)
取組への提案・助言等

実際の現場等での活動

- ・ イベント、継続的な水辺活動、流域や地域全体での取組
- ・ 技術研修、指導者養成講座等
- ・ 学校の部活動や教員ネットワーク



Water Project 新サイト イメージ(近日公開予定)

